

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（本則関係）	一
○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）	（附則第三条関係）	十二
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）	（附則第四条関係）	四十九
○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）	（附則第五条関係）	五十一
○地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百六十号）	（附則第六条関係）	五十六
○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第一百十八号）	（附則第七条関係）	五十八
○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十九号）	（附則第八条関係）	五十九
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十五号）	（附則第九条関係）	六十一
○地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）	（附則第十条関係）	六十四
○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十七号）	（附則第十一条関係）	六十八
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）	（附則第十二条関係）	七十

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十条の二の二 略</p> <p>2 5 7 略</p> <p>8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が令和三年三月三十一日 以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。</p> <p>9 及び 10 略</p> <p>11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 及び 二 略</p> <p>三 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定</p>	<p>附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十条の二の二 略</p> <p>2 5 7 略</p> <p>8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成三十三年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。</p> <p>9 及び 10 略</p> <p>11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 及び 二 略</p>

四 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の四 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次項において「従前所有者等」という。)が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」という。)が令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の四 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次項において「従前所有者等」という。)が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」という。)が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十

八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和元年度又は令和二年度 に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合

従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合

従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 略

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相

ハ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 略

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相

続人等に係る従前所有者等を含む。)が平成二十八年四月十三日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の二第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。)のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘(第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。))の用に供する部分を除く。)であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6
～
11
略

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 略

- 2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十年から令和二年までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地(以下この条において「特定市街化区域農地」という。)以外の農地に該当するもの(次項の規定の適用を受ける農地を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。
- 3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成三十年に係る賦

続人等に係る従前所有者等を含む。)が平成二十八年四月十三日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の二第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。)のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘(第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。))の用に供する部分を除く。)であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6
～
11
略

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 略

- 2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十年から平成三十二年までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地(以下この条において「特定市街化区域農地」という。)以外の農地に該当するもの(次項の規定の適用を受ける農地を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。
- 3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成三十年に係る賦

課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十年分一般農地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる農地で令和元年度に係る 賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和元年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「令和二年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成三十年分一般農地等にあつては平成二十九年分、令和元年度一般農地等にあつては平成三十年分、令和二年度一般農地等 にあつては令和元年度に係る 賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成三十年分一般農地等 にあつては令和元年度分、令和二年度一般農地等 にあつては令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る 賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成三十年分から令和二年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地

課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十年分一般農地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる農地で平成三十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十一年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成三十二年分に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十二年分一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成三十年分一般農地等にあつては平成二十九年分、平成三十一年度一般農地等にあつては平成三十年分、平成三十二年分一般農地等 にあつては平成三十一年度に係る 賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成三十年分一般農地等 にあつては平成三十一年度分、平成三十二年分一般農地等 にあつては平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る 賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成三十年分から平成三十二年分までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地

に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十九年年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十年年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和元年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成三十年年度から令和二年度 までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十九年年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十年年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成三十年年度から平成三十二年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

2及び3 略

4 法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が平成二十四年度から令和三年度 までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合
その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部

2及び3 略

4 法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合
その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部

に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和三年度 までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和三年度 までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有

に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有

持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 略

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同

持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 略

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同

6
30
略

じ。の用に供する部分を除く。であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6
30
略

じ。の用に供する部分を除く。であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

附則第三条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号））

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和元年十月一日 から施行する。ただし、附則第三条の規定は平成二十七年四月一日から、附則第七条及び第八条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、令和元年九月 から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は平成二十七年四月一日から、附則第七条及び第八条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成三十一年九月 から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消</p>

費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項	第七十二条の百三第三項	第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税

費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項	第七十二条の百三第三項	第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税

	第七十二条の百四	同条第三項
<p>法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 第七十二条の百四</p>	<p>法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方</p>

	第七十二条の百四	同条第三項
<p>法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「三十一年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百四</p>	<p>法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧</p>

	第三十五条 の十七第二 項		
第七十二条の百三第三 項	第七十二条の百四	第七十二条の百五第二 項	税法 第七十二条の百四第 三項
第七十二条の百三第三、地 方税法等改正法附則第二条の	第七十二条の百四、地方税法 等改正法附則第二条の規定に よりなお従前の例によること とされた旧地方税法第七十二 条の百四及び地方税法等改正 法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされ た元年旧地方税法 第七十 二条の百四	第七十二条の百五第二項、地 方税法等改正法附則第二条の 規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法第 七十二條の百五第二項及び地 方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例によ ることとされた元年旧地方税 法 第七十二条の百五第二 項	

	第三十五条 の十七第二 項		
第七十二条の百三第三 項	第七十二条の百四	第七十二条の百五第二 項	地方税法第七十二条の百四第 三項
第七十二条の百三第三、地 方税法等改正法附則第二条の	第七十二条の百四、地方税法 等改正法附則第二条の規定に よりなお従前の例によること とされた旧地方税法第七十二 条の百四及び地方税法等改正 法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされ た三十一年旧地方税法第七十 二条の百四	第七十二条の百五第二項、地 方税法等改正法附則第二条の 規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法第 七十二條の百五第二項及び地 方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例によ ることとされた三十一年旧地 方税法第七十二条の百五第二 項	

<p>附則第六條の十一第一項</p>	
<p>附則第九條の六第三項</p>	<p>第七十二條の百五第二項</p>
<p>附則第九條の六第三項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の六第三項及び地方税</p>	<p>第七十二條の百五第二項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二條の百五第二項</p>

<p>附則第六條の十一第一項</p>	
<p>附則第九條の六第三項</p>	<p>第七十二條の百五第二項</p>
<p>附則第九條の六第三項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の六第三項及び地方税</p>	<p>第七十二條の百五第二項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百五第二項及び地方税法第七十二條の百三第三項</p>

附則第九条の八第二項	同条	附則第九条の七	
附則第九条の八第二項、地方	法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の七	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の七	法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の六第三項

附則第九条の八第二項	同条	附則第九条の七	
附則第九条の八第二項、地方	法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の七	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の七	法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法 附則第九条の六第三項

附則第六條 の十一第二 項	附則第九條の七	<p>税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法</p> <p>附則第九條の八第二項</p>
附則第九條の六第三項	<p>附則第九條の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法</p> <p>附則第九條の七</p>	<p>附則第九條の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定</p>

附則第六條 の十一第二 項	附則第九條の七	<p>税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法</p> <p>法附則第九條の八第二項</p>
附則第九條の六第三項	<p>附則第九條の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法</p> <p>附則第九條の七</p>	<p>附則第九條の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定</p>

第三十五条 の第十七第一 項	、当該各徴収取扱費算 定期間内	(以下この条 (次項	、令和元年九月 に社会保 障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うた めの地方税法及び地方交付税 法の一部を改正する法律(平	2 令和元年九月から 十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする 徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八 、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次 の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句とする。	附則第九条の八第二項	によりなお従前の例によるこ ととされた元年旧地方税法 附則第九条の六第三項
					附則第九条の八第二項、地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則 第九条の八第二項及び地方税 法等改正法附則第八条の規定 によりなお従前の例によるこ ととされた元年旧地方税法 附則第九条の八第二項	

第三十五条 の第十七第一 項	、当該各徴収取扱費算 定期間内	(以下この条 (次項	、平成三十一年九月 に社会保 障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うた めの地方税法及び地方交付税 法の一部を改正する法律(平	2 平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする 徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八 、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次 の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句とする。	附則第九条の八第二項	によりなお従前の例によるこ ととされた三十一年旧地方税 法附則第九条の六第三項
					附則第九条の八第二項、地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則 第九条の八第二項及び地方税 法等改正法附則第八条の規定 によりなお従前の例によるこ ととされた三十一年旧地方税 法附則第九条の八第二項	

成二十四年法律第六十九号)
第二条の規定による改正前の
地方税法（以下この条及び附
則第六条の十一において「元
年旧地方税法」という。
）第七十二条の百三第三項の
規定により当該道府県に払い
込むべき貨物割として納付さ
れた額の総額（同月に元年旧
地方税法 第七十二条の百
四の規定により貨物割に係る
還付金等（同条第三項に規定
する還付金等をいう。以下こ
の条において「旧法還付金等
」という。）が還付された場
合にあつては当該旧法還付金
等に相当する額を控除し、元
年旧地方税法 第七十二条
の百五第二項の規定により加
算されるべき額がある場合に
あつては当該加算されるべき
額を加算した額とする。）と
令和元年十月 及び十一月

成二十四年法律第六十九号)
第二条の規定による改正前の
地方税法（以下この条及び附
則第六条の十一において「三
十一年旧地方税法」という。
）第七十二条の百三第三項の
規定により当該道府県に払い
込むべき貨物割として納付さ
れた額の総額（同月に三十
一年旧地方税法第七十二条の百
四の規定により貨物割に係る
還付金等（同条第三項に規定
する還付金等をいう。以下こ
の条において「旧法還付金等
」という。）が還付された場
合にあつては当該旧法還付金
等に相当する額を控除し、三
十一年旧地方税法第七十二条
の百五第二項の規定により加
算されるべき額がある場合に
あつては当該加算されるべき
額を加算した額とする。）と
平成三十一年十月及び十一月

	(当該各徴収取扱費算定期間内) の二十二分の十	(同年十月及び十一月) との合計額の十七分の十
第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四	令和元年六月 から八月までの徴収取扱費算定期間内に 元年旧地方税法 第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたも

	(当該各徴収取扱費算定期間内) の二十二分の十	(同年十月及び十一月) との合計額の十七分の十
第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四	平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に 三十一年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたも

還付金等が当該徴収取 額)	間内 当該徴収取取扱費算定期	<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>のとみなし、同月に元年旧地 方税法 第七十二条の百四 の規定により貨物割に係る旧 法還付金等が還付された場合 又は同年十月及び十一月に法 第七十二条の百四</p>
還付金等が当該徴収取 額)との合計額	同年十月及び十一月	<p>旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に元年旧 地方税法 第七十二条の百 三第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき貨物割と して納付された額の総額(同 月に元年旧地方税法 第七 十二条の百五第二項の規定に より加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算 した額)と同年十月及び十一 月</p>	

還付金等が当該徴収取 額)	間内 当該徴収取取扱費算定期	<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>のとみなし、同月に三十一年 旧地方税法第七十二条の百四 の規定により貨物割に係る旧 法還付金等が還付された場合 又は同年十月及び十一月に法 第七十二条の百四</p>
還付金等が当該徴収取 額)との合計額	同年十月及び十一月	<p>旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に三十一年 旧地方税法第七十二条の百 三第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき貨物割と して納付された額の総額(同 月に三十一年旧地方税法第七 十二条の百五第二項の規定に より加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算 した額)と同年十月及び十一 月</p>	

	扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	同年十二月から令和二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として
附則第六条の十一第一項	(以下この条) 、当該各徴収取扱費算定期間内	(次項) 、令和元年九月に元年旧地方税法 附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に元年旧地方税法 附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、元年旧地方税法 附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。)と同年十月及び十一月

	扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として
附則第六条の十一第一項	(以下この条) 、当該各徴収取扱費算定期間内	(次項) 、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に三十一年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。)と同年十月及び十一月

附則第六條の十一第二項	法附則第九條の七	(当該各徴収取扱費算定期間内)	(同年十月及び十一月)	
		の二十二分の十	との合計額の十七分の十	
		令和元年六月 から八月までの徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 附則第九條の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみ		

附則第六條の十一第二項	法附則第九條の七	(当該各徴収取扱費算定期間内)	(同年十月及び十一月)	
		の二十二分の十	との合計額の十七分の十	
		平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみ		

還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴	額)	間内	当該徴収取扱費算定期		還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内	
旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から令和二年二月	額)との合計額		同年十月及び十一月	額)と同年十月及び十一月	旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に元年旧 地方税法 附則第九条の六 第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額(同月 に元年旧地方税法 附則第 九条の八第二項の規定により 加算されるべき額がある場合 にあつては、これを加算した 額)と同年十月及び十一月	なし、同月に元年旧地方税法 附則第九条の七の規定に より譲渡割に係る旧法還付金 等が還付された場合又は同年 十月及び十一月に法附則第九 条の七

還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴	額)	間内	当該徴収取扱費算定期		還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内	
旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年	額)との合計額		同年十月及び十一月	額)と同年十月及び十一月	旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に三十一 年旧地方税法附則第九条の六 第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額(同月 に三十一年旧地方税法附則第 九条の八第二項の規定により 加算されるべき額がある場合 にあつては、これを加算した 額)と同年十月及び十一月	なし、同月に三十一年旧地方 税法附則第九条の七の規定に より譲渡割に係る旧法還付金 等が還付された場合又は同年 十月及び十一月に法附則第九 条の七

3	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として</p>
		<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七</p>	<p>各期間（以下この条） 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>

3	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として</p>
		<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七</p>	<p>各期間（以下この条） 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>

十一において「元年旧地方税
法」という。）第七十二
条の百三第三項及び地方税法
等改正法附則第二条の規定に
よりなお従前の例によること
とされた地方税法等改正法第
一条の規定による改正前の地
方税法（以下この条及び附則
第六条の十一において「旧地
方税法」という。）第七十二
条の百三第三項の規定により
当該道府県に払い込むべき貨
物割として納付された額の総
額（同月に元年旧地方税法
第七十二条の百四及び地方
税法等改正法附則第二条の規
定によりなお従前の例による
こととされた旧地方税法第七
十二条の百四の規定により貨
物割に係る還付金等（地方税
法等改正法附則第一条第三号
に定める日（以下この項及び
附則第六条の十一第一項にお

十一において「三十一年旧地
方税法」という。）七十二
条の百三第三項及び地方税法
等改正法附則第二条の規定に
よりなお従前の例によること
とされた地方税法等改正法第
一条の規定による改正前の地
方税法（以下この条及び附則
第六条の十一において「旧地
方税法」という。）七十二
条の百三第三項の規定により
当該道府県に払い込むべき貨
物割として納付された額の総
額（同月に三十一年旧地方税
法第七十二条の百四及び地方
税法等改正法附則第二条の規
定によりなお従前の例による
こととされた旧地方税法第七
十二条の百四の規定により貨
物割に係る還付金等（地方税
法等改正法附則第一条第三号
に定める日（以下この項及び
附則第六条の十一第一項にお

いて「一部施行日」という。
（前に還付された元年旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等という。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、元年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と令和元年十月及び十一月

いて「一部施行日」という。
（前に還付された三十一年旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等という。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と平成三十一年十月及び十一月

<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法</p>
<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>旧地方税法</p>
<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）</p>	<p>元年旧地方税法</p>

<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法</p>
<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>旧地方税法</p>
<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「三十一年旧地方税法」という。）</p>	<p>三十一年旧地方税法</p>

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項	の二十二分の十 法第七十二条の百四、	(法)	定期間内 (当該各徴収取扱費算定期間内)	(
		た法	(一部施行日以後に還付された法	(同年十月及び十一月
との合計額の十七分の十	令和元年六月 から八月までの徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第	た法	(一部施行日以後に還付された法	(

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項	の二十二分の十 法第七十二条の百四、	(法)	定期間内 (当該各徴収取扱費算定期間内)	(
		た法	(一部施行日以後に還付された法	(同年十月及び十一月
との合計額の十七分の十	平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百三第	た法	(一部施行日以後に還付された法	(

三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に元年旧地方税法 第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月

三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に三十一年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月

<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>及び十一月に法第七十二条の 百四、 旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に元年旧 地方税法 第七十二条の百 三第三項及び地方税法等改正 法附則第二条の規定によりな お従前の例によることとされ た旧地方税法第七十二条の百 三第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき貨物割と して納付された額の総額（同 月に元年旧地方税法 第七 十二条の百五第二項及び地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法第七 十二条の百五第二項の規定に より加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算 した額）と同年十月及び十一 月</p>
---	--

<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>及び十一月に法第七十二条の 百四、 旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に三十一 年旧地方税法第七十二条の百 三第三項及び地方税法等改正 法附則第二条の規定によりな お従前の例によることとされ た旧地方税法第七十二条の百 三第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき貨物割と して納付された額の総額（同 月に三十一年旧地方税法第七 十二条の百五第二項及び地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法第七 十二条の百五第二項の規定に より加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算 した額）と同年十月及び十一 月</p>
---	--

	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年十月及び十一月</p>
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項</p>	<p>(以下この条) 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項) 、令和元年九月に元年旧 地方税法 附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額(同月に 元年旧地方税法 附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る還付</p>
<p>額) 還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から令和二年二月 までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>	<p>額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項) 、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額(同月に 三十一年旧地方税法附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る還付</p>	<p>額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>
	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年十月及び十一月</p>
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項</p>	<p>(以下この条) 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項) 、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額(同月に 三十一年旧地方税法附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る還付</p>
<p>額) 還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>	<p>額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項) 、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額(同月に 三十一年旧地方税法附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る還付</p>	<p>額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>

<p>定期間内 (当該各徴収取扱費算</p>	
<p>(同年十月及び十一月</p>	<p>金等(一部施行日前に還付された元年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、元年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。</p> <p>)と同年十月及び十一月</p>

<p>定期間内 (当該各徴収取扱費算</p>	
<p>(同年十月及び十一月</p>	<p>金等(一部施行日前に還付された三十一年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。</p> <p>)と同年十月及び十一月</p>

	(法) の二十二分の十	
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七、</p>	<p>(一部施行日以後に還付された法 との合計額の十七分の十 令和元年六月 から八月までの徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に元年旧地方税法 附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該徴収取扱費</p>

	(法) の二十二分の十	
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七、</p>	<p>(一部施行日以後に還付された法 との合計額の十七分の十 平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該徴収取扱費</p>

<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付</p>	
<p>旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と</p>	<p>算定期間内に元年旧地方税法 附則第九条の八第二項及 び地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の八第二項の規 定により加算されるべき額が ある場合にあつては、これを 加算した額）を超えるときは 、当該超える額に相当する旧 法還付金等が同年九月に還付 されたものとみなし、同月に 元年旧地方税法 附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る旧法 還付金等が還付された場合又 は同年十月及び十一月に法附 則第九条の七、</p>

<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付</p>	
<p>旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と</p>	<p>算定期間内に三十一年旧地方 税法附則第九条の八第二項及 び地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の八第二項の規 定により加算されるべき額が ある場合にあつては、これを 加算した額）を超えるときは 、当該超える額に相当する旧 法還付金等が同年九月に還付 されたものとみなし、同月に 三十一年旧地方税法附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る旧法 還付金等が還付された場合又 は同年十月及び十一月に法附 則第九条の七、</p>

した日の属する徴収取 扱費算定期間内	した日の属する徴収取 の合計額が同年九月に元年旧 地方税法 附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額（同月に 元年旧地方税法 附則第九 条の八第二項及び地方税法等 改正法附則第二条の規定によ りなお従前の例によることと された旧地方税法附則第九条 の八第二項の規定により加算 されるべき額がある場合に つては、これを加算した額） と同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期 間内	同年十月及び十一月	額）との合計額	還付金等が当該徴収取 扱費算定期間の次の徴
					旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から令和二年二月

した日の属する徴収取 扱費算定期間内	した日の属する徴収取 の合計額が同年九月に三十一 年旧地方税法附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額（同月に 三十一年旧地方税法附則第九 条の八第二項及び地方税法等 改正法附則第二条の規定によ りなお従前の例によることと された旧地方税法附則第九条 の八第二項の規定により加算 されるべき額がある場合に つては、これを加算した額） と同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期 間内	同年十月及び十一月	額）との合計額	還付金等が当該徴収取 扱費算定期間の次の徴
					旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年

<p>収取扱費算定期間内に 間内に還付金等として</p>	<p>4 令和元年十二月から令和二年二月まで 〃の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。</p>
<p>収取扱費算定期間内に 二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として</p>	<p>4 平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。</p>

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

第五条 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

第五条 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五条の 十九第一項</p>	<p>法附則第九条の十五</p>	<p>法附則第九条の十五及び社会 保障の安定財源の確保等を図 る税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方交付 税法の一部を改正する法律（ 平成二十四年法律第六十九号 。以下この項及び次項並びに 第三十五条の二十一第一項及 び第二項において「地方税法 等改正法」という。）附則第 十二条後段</p>	<p>法第七十二条の百三第 三項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、 地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例に よることとされた地方税法等 改正法第一条の規定による改 正前の地方税法（以下この項 及び次項並びに第三十五条の 二十一第一項及び第二項にお いて「旧地方税法」という。 ）第七十二条の百三第三項及 び地方税法等改正法附則第八</p>
--	------------------	--	--------------------------	--

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五条の 十九第一項</p>	<p>法附則第九条の十五</p>	<p>法附則第九条の十五及び社会 保障の安定財源の確保等を図 る税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方交付 税法の一部を改正する法律（ 平成二十四年法律第六十九号 。以下この項及び次項並びに 第三十五条の二十一第一項及 び第二項において「地方税法 等改正法」という。）附則第 十二条後段</p>	<p>法第七十二条の百三第 三項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、 地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例に よることとされた地方税法等 改正法第一条の規定による改 正前の地方税法（以下この項 及び次項並びに第三十五条の 二十一第一項及び第二項にお いて「旧地方税法」という。 ）第七十二条の百三第三項及 び地方税法等改正法附則第八</p>
--	------------------	--	--------------------------	--

<p>及び法附則第九条の六 第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税</p>
<p>条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>			

<p>及び法附則第九条の六 第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税</p>
<p>条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「三十一年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>			

	<p>法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の六第三項後段</p>
<p>及び法附則第九条の十 四第一項</p>	<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附</p>

	<p>法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>
<p>及び法附則第九条の十 四第一項</p>	<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附</p>

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五條の 十九第二項</p>		
<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>及び法附則第九条の六 第三項前段</p>	<p>同項後段</p>
<p>則第九条の十四第一項</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元々旧地方税法 第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元々旧地方税法 第七十二条の百三第三項</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二</p>

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五條の 十九第二項</p>		
<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>及び法附則第九条の六 第三項前段</p>	<p>同項後段</p>
<p>則第九条の十四第一項</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二</p>

		<p>条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>
<p>附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一项の表</p>	<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三項</p>
<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧</p>

		<p>条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一</p>
<p>附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一项の表</p>	<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一</p>
<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧</p>

同項後段	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>	及び法附則第九条の十 四第一項	<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧</p>
------	---	--------------------	--

同項後段	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則三十一条旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>	及び法附則第九条の十 四第一項	<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一</p>
------	---	--------------------	--

		附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一项の表	
第三項前段	及び法附則第九条の六	法第七十二条の百三第三項	地方税法 第七十二条の百三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の十四第一項
項前段、地方税法等改正法附	並びに法附則第九条の六第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 第七十二条の百三第三項	

		附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一项の表	
第三項前段	及び法附則第九条の六	法第七十二条の百三第三項	年旧地方税法第七十二条の百三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の十四第一項
項前段、地方税法等改正法附	並びに法附則第九条の六第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百三第三項	

	同項後段	<p>則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の六第三項後段</p>
	同項後段	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法 附則第九条の六第三項後段</p>

第六条 施行日から令和二年三月三十一日 までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用

	同項後段	<p>則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>
	同項後段	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一</p>

第六条 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用

する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

の間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、令和元年度 以後の年度における財政法（昭和二十二年法律

する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

の間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成三十一年度以後の年度における財政法（昭和二十二年法律

第三十四号) 第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十年年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

第三十四号) 第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十年年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

附則第四条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号））

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（道府県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第四条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、令和元年十月三十一日 後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。</p> <p style="text-align: center;">（市町村たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第六条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、令和元年十月三十一日 後にその提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（道府県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第四条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年十月三十一日後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。</p> <p style="text-align: center;">（市町村たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第六条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年十月三十一日後にその提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適</p>

用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

附則第五条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号））

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四の二 略</p> <p>四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四 第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一 号に係る部分に限る。）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六 の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の 三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の 改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に三条を加え る改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の 次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第 七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九 節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令 第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正 規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第 五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十 八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四の二 略</p> <p>四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四 第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一 号に係る部分に限る。）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六 の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の 三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の 改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に三条を加え る改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の 次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第 七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九 節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令 第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正 規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第 五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十 八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定</p>

、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十條まで、第十六条、第十七条及び第十八条の規定 令和元年十月一日

四の四 第六条中地方自治法施行令第二百十條の十の改正規定及び附則第十四条第一項から第三項までの規定 令和二年四月一日
五十三 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 略

2 4 略

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により令和二年度以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、地方税法施行令第四十四条の八第二項（同令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除す

、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十條まで、第十六条、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

四の四 第六条中地方自治法施行令第二百十條の十の改正規定及び附則第十四条第一項から第三項までの規定 平成三十二年四月一日
五十三 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 略

2 4 略

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により平成三十二年以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、地方税法施行令第四十四条の八第二項（同令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除す

るものとする。

6及び7 略

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 令和二年度 における改正法附則第三十五条の規定による改

正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金(次項及び第三項において「新特別区財政調整交付金」という。)の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(次項及び第三項において「新地方自治法施行令」という。)第二百十條の十の規定の適用については、同条中「収入額」とあるのは「収入額(令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで の間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(「と、「収入額」とあるのは「収入額(令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(に」と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

るものとする。

6及び7 略

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成三十二年 における改正法附則第三十五条の規定による改

正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金(次項及び第三項において「新特別区財政調整交付金」という。)の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(次項及び第三項において「新地方自治法施行令」という。)第二百十條の十の規定の適用については、同条中「収入額」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで の間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(「と、「収入額」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(に」と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

2 令和三年度 における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を統計法」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 令和四年度 における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を統計法」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割

2 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を統計法」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割

3 平成三十四年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を統計法」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割

4 額
略」とする。

4 額
略」とする。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日 から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第三条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、令和二年度 以後の年度における財政法第六条に規定する剰余金について適用し、令和元年度 以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新地方自治法施行令」という。）第二百十条の十二第一項の規定は、令和二年度分 の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日 から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第三条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成三十二年 以後の年度における財政法第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十一年度 以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新地方自治法施行令」という。）第二百十条の十二第一項の規定は、平成三十二年 分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区</p>

財政調整交付金に係る新地方自治法施行令第二百十條の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分 までの地方税法等改正法附則第三十五條の規定による改正前の地方自治法第二百八十二條第一項の規定により特別区に対し交付すべき同條第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る第四條の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

財政調整交付金に係る新地方自治法施行令第二百十條の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方税法等改正法附則第三十五條の規定による改正前の地方自治法第二百八十二條第一項の規定により特別区に対し交付すべき同條第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る第四條の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

附則第七条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号））

<p>改 正 後</p>	<p>附 則</p> <p>（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）</p> <p>第十二条 平成二十九年<u>度</u>から令和元年度 までの各年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。</p> <p>2 平成二十九年<u>度</u>から令和元年度 までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>附 則</p> <p>（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）</p> <p>第十二条 平成二十九年<u>度</u>から平成三十一年度までの各年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。</p> <p>2 平成二十九年<u>度</u>から平成三十一年度までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。</p>

附則第八条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十九号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一及び二 略 三 附則第十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定 令和二年一月一日</p> <p>(道府県民税に関する経過措置) 第二条 略 2～5 略 6 市町村が平成三十年四月から令和五年三月 までの各月において地方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において施行時指定都市の区域（施行日の前日における指定都市の区域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域である区域をいう。第一号及び第二号において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して平成二十九年以前年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をいう</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一及び二 略 三 附則第十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定 平成三十一年一月一日</p> <p>(道府県民税に関する経過措置) 第二条 略 2～5 略 6 市町村が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において地方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において施行時指定都市の区域（施行日の前日における指定都市の区域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域である区域をいう。第一号及び第二号において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して平成二十九年以前年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をいう</p>

。以下この項及び次項において同じ。）の額は、新令第八条第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一及び二 略

7 都道府県が平成三十年四月から令和五年三月 までの各月において
地方税法第四十八条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、
新令第八条第十項の規定にかかわらず、当該特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金及び特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合において前項第二号に掲げる割合により算定した額とする。ただし、同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

8 新令附則第十八条の四第四項の規定は、令和二年度 以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分 までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 略

。以下この項及び次項において同じ。）の額は、新令第八条第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一及び二 略

7 都道府県が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において
地方税法第四十八条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、
新令第八条第十項の規定にかかわらず、当該特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金及び特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合において前項第二号に掲げる割合により算定した額とする。ただし、同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

8 新令附則第十八条の四第四項の規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 略

附則第九条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十五号））

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法（次項から第八項までにおいて「新法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「新居住安全改修工事」という。）が完了する同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「旧居住安全改修工事」という。）が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法（次項から第八項までにおいて「新法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「新居住安全改修工事」という。）が完了する同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「旧居住安全改修工事」という。）が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固</p>

定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「新熱損失防止改修工事」という。）が完了する同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「旧熱損失防止改修工事」という。）が完了した同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損

定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「新熱損失防止改修工事」という。）が完了する同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「旧熱損失防止改修工事」という。）が完了した同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損

9
略

失防止改修住宅専有部分に対して課する令和元年度 以後の年度分の
固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了し
た旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅
専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9
略

失防止改修住宅専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の
固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了し
た旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅
専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定（「第五十八条」の下に「・第五十九条」を加える部分を除く。）、同令第五十七条の二の改正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の次に一章を加える改正規定並びに第九条の規定 <u>令和元年十月一日</u></p> <p>二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正規定、同令第二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三とする改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同条を同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の六とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七とする改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同条を同令第二十条の二の八とする改正規定、同令第二十条の二の十の改正規定、同条を同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定（「第五十八条」の下に「・第五十九条」を加える部分を除く。）、同令第五十七条の二の改正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の次に一章を加える改正規定並びに第九条の規定 <u>平成三十一年十月一日</u></p> <p>二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正規定、同令第二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三とする改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同条を同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の六とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七とする改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同条を同令第二十条の二の八とする改正規定、同令第二十条の二の十の改正規定、同条を同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の</p>

十一を同令第二十条の二の十とし、同令第二十条の二の十二を同令第二十条の二の十一とし、同令第二十条の二の十三を同令第二十条の二の十二とする改正規定、同令第二十条の二の十四の改正規定、同条を同令第二十条の二の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十一条の二の二の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ、第三十四条第二項、第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七条の二の六第二項第二号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに第九条中地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）

規定 令和二年四月一日

の

十一を同令第二十条の二の十とし、同令第二十条の二の十二を同令第二十条の二の十一とし、同令第二十条の二の十三を同令第二十条の二の十二とする改正規定、同令第二十条の二の十四の改正規定、同条を同令第二十条の二の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十一条の二の二の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 平成三十二年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ、第三十四条第二項、第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七条の二の六第二項第二号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定

規定 平成三十二年四月一日

の

並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）及び第九条（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定に限る。）の

四 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の二第四項及び第五十三條の二第四項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定 令和二年十月一日

五 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の四の二第二項第一号、第七条の十三第一項、第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十七条の三第一号及び第四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 令和三年一月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 前条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和三年度 以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分 までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。附則第六条及び第七条第一項において「改正法」という。）附則第十二条第三項の規定による申告書の提出について、令和二年十一月二日 後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十二

四 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の二第四項及び第五十三條の二第四項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定 平成三十二年十月一日

五 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の四の二第二項第一号、第七条の十三第一項、第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十七条の三第一号及び第四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成三十三年一月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 前条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。附則第六条及び第七条第一項において「改正法」という。）附則第十二条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十二年十一月二日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十二

条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和三年度 以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分 までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書の提出について、令和二年十一月二日 後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十五条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十三年度 以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十二年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十二年十一月二日 後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十五条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

附則第十一条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十七号））

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和四年十月一日 から施行する。ただし、第三十九条の九の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）及び第五十三条の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は、令和三年十月一日 から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（道府県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>2 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。次項において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定による申告書の提出について、令和三年十一月一日 後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十三条第五項の納期限（納期限の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成三十四年十月一日から施行する。ただし、第三十九条の九の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）及び第五十三条の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は、平成三十三年十月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（道府県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>2 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。次項において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十三条第五項の納期限（納期限の</p>

延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

3 改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書の提出について、令和三年十一月一日 後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十六条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

3 改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十六条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

附則第十二条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中地方税法施行令第七条の十八、第四十八条の八及び第四十条の九の改正規定並びに同令附則第四条の七の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 <u>令和元年六月一日</u> 二 第一条中地方税法施行令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項の表及び第二項、第四十三条の二、第四十三条の八第十二号、第四十三条の十第十一号、第四十三条の十二第十一号、第四十四条の八第二項の表、第四十四条の九第三項並びに第五十七条の二の七第一項の表及び第二項の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第八条の四」を「第八条の六」に改める部分及び「まで及び」を「まで、第三十二条の三並びに」に改める部分を除く。）並びに同令附則第三十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則に二条を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 <u>令和元年十月一日</u> 三 第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中地方税法施行令第七条の十八、第四十八条の八及び第四十条の九の改正規定並びに同令附則第四条の七の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 <u>平成三十一年六月一日</u> 二 第一条中地方税法施行令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項の表及び第二項、第四十三条の二、第四十三条の八第十二号、第四十三条の十第十一号、第四十三条の十二第十一号、第四十四条の八第二項の表、第四十四条の九第三項並びに第五十七条の二の七第一項の表及び第二項の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第八条の四」を「第八条の六」に改める部分及び「まで及び」を「まで、第三十二条の三並びに」に改める部分を除く。）並びに同令附則第三十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則に二条を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 <u>平成三十一年十月一日</u> 三 第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第</p>

四十六條の二の三を同令第四十六條の二の四とする改正規定及び同令第四十六條の二の次に一條を加える改正規定並びに同令附則第十六條の二の十一第二項及び第四項、第十六條の三第三項及び第六項、第十七條、第十七條の二、第十七條の三並びに第十八條の改正規定、同令附則第十八條の五及び第十八條の六の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同令附則第十八條の七第三項及び第六項の改正規定、同令附則第十八條の七の二の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに同令附則第二十七條の二の改正規定並びに附則第十二條の規定 令和二年一月一日

四 第一条中地方税法施行令第六條の二十一の二の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定並びに同令第三十二條の二第一項第一号及び第三十二條の三第一項第一号の改正規定 令和二年四月一日

五 第一条中地方税法施行令附則第四條及び第四條の二の改正規定、同令附則第十八條の五の改正規定（同令第十二項の表法第四十五條の二第一項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）、同令附則第十八條の六の改正規定（同令第十六項の表法第四十五條の二第一項第八号の項及び第三十三項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）並びに同令附則第十八條の七の二の改正規定（同令第八項の表法第四十五條の二第一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項に係る部分に限る。） 令和三年一月一日

六及び七 略

四十六條の二の三を同令第四十六條の二の四とする改正規定及び同令第四十六條の二の次に一條を加える改正規定並びに同令附則第十六條の二の十一第二項及び第四項、第十六條の三第三項及び第六項、第十七條、第十七條の二、第十七條の三並びに第十八條の改正規定、同令附則第十八條の五及び第十八條の六の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同令附則第十八條の七第三項及び第六項の改正規定、同令附則第十八條の七の二の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに同令附則第二十七條の二の改正規定並びに附則第十二條の規定 平成三十二年一月一日

四 第一条中地方税法施行令第六條の二十一の二の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定並びに同令第三十二條の二第一項第一号及び第三十二條の三第一項第一号の改正規定 平成三十二年四月一日

五 第一条中地方税法施行令附則第四條及び第四條の二の改正規定、同令附則第十八條の五の改正規定（同令第十二項の表法第四十五條の二第一項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）、同令附則第十八條の六の改正規定（同令第十六項の表法第四十五條の二第一項第八号の項及び第三十三項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項に係る部分に限る。）並びに同令附則第十八條の七の二の改正規定（同令第八項の表法第四十五條の二第一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項に係る部分に限る。） 平成三十三年一月一日

六及び七 略

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十八及び附則第四条の七第一項の規定の適用については、令和二年度分の個人の道府県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

(事業税に関する経過措置)

第三条 令和二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第三項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項及び第二項並びに第五十七条の二の七第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 令和三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十八及び附則第四条の七第一項の規定の適用については、平成三十二年度分の個人の道府県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

(事業税に関する経過措置)

第三条 平成三十二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第三項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項及び第二項並びに第五十七条の二の七第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

3 令和四年度 における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

(自動車税に関する経過措置)

第五条 令和元年度 における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の四十・八五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の四十・八五に相当する額

とあるのは

略

3 平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

(自動車税に関する経過措置)

第五条 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の四十・八五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の四十・八五に相当する額

とあるのは

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の四十四・六五に相当する額
-----	---

と、同表三月の項及び新令第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五」とあるのは「百分の四十四・六五」とする。

- 2 令和二年度及び令和三年度 における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表及び第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五」とあるのは、「百分の四十四・六五」とする。
- 3 令和四年度 における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 新令第四十八条の九及び附則第四条の七第二項の規定の適用については、令和二年度分の個人の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の四十四・六五に相当する額
-----	---

と、同表三月の項及び新令第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五」とあるのは「百分の四十四・六五」とする。

- 2 平成三十二年及び平成三十三年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表及び第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五」とあるのは、「百分の四十四・六五」とする。
- 3 平成三十四年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 新令第四十八条の九及び附則第四条の七第二項の規定の適用については、平成三十二年分個人の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

(国民健康保険税に関する経過措置)

第七条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 略

2 施行日から令和元年九月三十日までの間における新地方財政法施行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、新地方財政法施行令附則第十条の表第一号イの項、第十一条の表第一号イの項及び第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」とあるのは「及び」と、「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法」とあるのは「地方交付税法」と、新地方財政法施行令附則第十三条の表第一号イの項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税

略

(国民健康保険税に関する経過措置)

第七条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 略

2 施行日から平成三十一年九月三十日までの間における新地方財政法施行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、新地方財政法施行令附則第十条の表第一号イの項、第十一条の表第一号イの項及び第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」とあるのは「及び」と、「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法」とあるのは「地方交付税法」と、新地方財政法施行令附則第十三条の表第一号イの項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税

法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（次項において「新資金令」という。）第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、令和元年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成三十年に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

2 令和元年度から令和十六年度までの各年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第三項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に並び、同表の第二欄に掲げる新資金令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和元年度から令和二年度まで	第四条の二第六項	千分の四百十	千分の三百四十
	附則第三項の表	千分の四百十	千分の三百四十
	第四条の二第六項の項	六	八
		千分の四百十	千分の三百四十
		十	千分の四百二十
令和四年度から	第四条の二第六	千分の四百十	千分の三百五十

法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（次項において「新資金令」という。）第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、平成三十一年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成三十年に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

2 平成三十一年度から平成四十六年度までの各年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第三項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に並び、同表の第二欄に掲げる新資金令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十一年度から平成三十三年度まで	第四条の二第六項	千分の四百十	千分の三百四十
	附則第三項の表	千分の四百十	千分の三百四十
	第四条の二第六項の項	六	八
		千分の四百十	千分の三百四十
		十	千分の四百二十
平成三十四年度	第四条の二第六	千分の四百十	千分の三百五十

		令和十六年度		令和十五年度まで	
項の項		附則第三項の表 第四条の二第六		項 附則第三項の表 第四条の二第六	
十	千分の四百九	六	千分の四百十	十	千分の四百九
五	千分の四百七十	六	千分の四百一	一	千分の四百三十

		平成四十六年度		から平成四十五年まで	
項の項		附則第三項の表 第四条の二第六		項 附則第三項の表 第四条の二第六	
十	千分の四百九	六	千分の四百十	十	千分の四百九
五	千分の四百七十	六	千分の四百一	一	千分の四百三十